

議 事 日 程

令和 8 年第 1 回定例市会第 5 日

令和 8 年 3 月 26 日 午前 10 時開議

第 1 号

外 神戸市人事委員会委員選任の件

第 2 号

外 神戸市公正職務審査会委員委嘱の件

（令和 8 年度）

第 3 号 予 算 第 1 号 議 案

令和 8 年度神戸市一般会計予算

第 4 号 予 算 第 2 号 議 案

令和 8 年度神戸市市場事業費予算

第 5 号 予 算 第 3 号 議 案

令和 8 年度神戸市食肉センター事業費予算

第 6 号 予 算 第 4 号 議 案

令和 8 年度神戸市国民健康保険事業費予算

第 7 号 予 算 第 5 号 議 案

令和 8 年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

第 8 号 予 算 第 6 号 議 案

令和 8 年度神戸市駐車場事業費予算

第 9 号 予 算 第 7 号 議 案

令和 8 年度神戸市市街地再開発事業費予算

第 10 号 予 算 第 8 号 議 案

令和 8 年度神戸市営住宅事業費予算

第 11 号 予 算 第 9 号 議 案

令和 8 年度神戸市介護保険事業費予算

第 12 号 予 算 第 10 号 議 案

令和 8 年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

第 13 号 予 算 第 11 号 議 案

令和 8 年度神戸市空港整備事業費予算

第 14 号 予 算 第 12 号 議 案

令和 8 年度神戸市公債費予算

第 15 号 予 算 第 13 号 議 案

令和 8 年度神戸市下水道事業会計予算

第 16 号 予 算 第 14 号 議 案

令和 8 年度神戸市産業団地整備事業会計予算

第 17 号 予 算 第 15 号 議 案

令和 8 年度神戸市港湾事業会計予算

第 18 号 予 算 第 16 号 議 案

令和 8 年度神戸市自動車事業会計予算

第 19 号 予 算 第 17 号 議 案

令和 8 年度神戸市高速鉄道事業会計予算

第 20 号 予 算 第 18 号 議 案

令和 8 年度神戸市水道事業会計予算

第 21 号 予 算 第 19 号 議 案

令和 8 年度神戸市工業用水道事業会計予算

第 22 号 第 1 号 議 案

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例の件

第 23 号 第 2 号 議 案

神戸市公文書等管理条例の件

第 24 号 第 3 号 議 案

神戸市歴史公文書館条例の件

第 25 号 第 4 号 議 案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第 4 条第 2 項の退職手当の額の特例に関する条例の件

第 26 号 第 5 号 議 案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

第 27 号 第 6 号 議 案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

第 28 号 第 7 号 議 案

神戸市行政手続条例の一部を改正する条例の件

第29	第 8 号	議 案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
第30	第 9 号	議 案	神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件
第31	第 10 号	議 案	財産区の財産の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の件
第32	第 11 号	議 案	神戸文化ホール条例の一部を改正する条例の件
第33	第 12 号	議 案	神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件
第34	第 13 号	議 案	新開地アートひろば条例の一部を改正する条例の件
第35	第 14 号	議 案	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の件
第36	第 15 号	議 案	神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例の件
第37	第 16 号	議 案	神戸市立公民館条例の一部を改正する条例の件
第38	第 17 号	議 案	神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件
第39	第 18 号	議 案	神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例の一部を改正する条例の件
第40	第 19 号	議 案	神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件
第41	第 20 号	議 案	神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件
第42	第 21 号	議 案	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
第43	第 22 号	議 案	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件
第44	第 23 号	議 案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件
第45	第 24 号	議 案	神戸市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例の件
第46	第 25 号	議 案	神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件
第47	第 26 号	議 案	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件
第48	第 27 号	議 案	神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例の件
第49	第 28 号	議 案	神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例の件
第50	第 29 号	議 案	神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例の件
第51	第 30 号	議 案	神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件
第52	第 31 号	議 案	神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件
第53	第 32 号	議 案	神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件
第54	第 33 号	議 案	神戸市駐車場条例の一部を改正する条例の件
第55	第 34 号	議 案	神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
第56	第 35 号	議 案	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の件

- 第57 第 3 6 号 議 案 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例の一部を改正する
条例の件
- 第58 第 3 7 号 議 案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件
- 第59 第 3 8 号 議 案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件
- 第60 第 3 9 号 議 案 神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件
- 第61 第 4 0 号 議 案 神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件
- 第62 第 4 1 号 議 案 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件
- 第63 第 4 2 号 議 案 神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の件
- 第64 第 4 3 号 議 案 神戸市水道条例の一部を改正する条例の件
- 第65 第 4 4 号 議 案 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件
- 第66 第 4 5 号 議 案 令和8年度に係る包括外部監査契約締結の件
(予算特別委員長報告)
- 第67 議員提出第30号議案 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例の件
- 第68 請願の審査結果について

神 戸 市 会 議 長

出席議員（63名）				欠				員（1名）											
欠出席議員（1名）																			
1	番	前	田	あ	き	ら	君	2	番	森	田	た	き	子	君				
3	番	な	ん	の	ゆ	う	こ	君	4	番	岩	谷	し	げ	な	り	君		
5	番	の	ま	ち	圭	一	君	6	番	原		直		樹		君			
7	番	木	戸		さ	だ	か	ず	君	8	番	浅	井	美		佳	君		
9	番	岩	佐		け	ん	や	君	10	番	萩	原	泰		三	君			
11	番	坂	口		有	希	子	君	12	番	香	川	真		二	君			
13	番	上	原		み	な	み	君	14	番	川	口	ま	さ	る	君			
15	番	平	田				正	君	16	番	さ	と	う	ま	ち	こ	君		
17	番	な	が	さ	わ		淳	一	君	18	番	山	本	の	り	か	ず	君	
19	番	黒	田		武		志	君	20	番	か	じ	幸		夫		君		
21	番	や	の		こ	う	じ	君	22	番	う	え	な	か	美	貴	子	君	
23	番	村	上		立		真	君	24	番	大	野	陽		平		君		
25	番	平	野		達		司	君	26	番	細	谷	典		功		君		
27	番	宮	田		公		子	君	28	番	門	田	ま	ゆ	み		君		
29	番	朝	倉		え	つ	子	君	30	番	味	口	と	し	ゆ	き	君		
31	番	赤	田		か	つ	の	り	君	32	番	三	木	し	ん	じ	ろ	う	君
33	番	外	海		開		三	君	34	番	住	本	か	ず	の	り	君		
35	番	高	橋		と	し	え	君	36	番	諫	山	大		介		君		
37	番	伊	藤		め	ぐ	み	君	38	番	岡	田	ゆ	う	じ		君		
39	番	上	畠		寛		弘	君	40	番	吉	田	健		吾		君		
41	番	植	中		雅		子	君	42	番	山	下	て	ん	せ	い	君		
43	番	し	ら	く	に	高	太	郎	君	44	番	河	南	忠		和		君	
45	番	徳	山		敏		子	君	46	番	高	瀬	勝		也		君		
47	番	あ	わ	は	ら		富	夫	君	48	番	西		た	だ	す		君	
49	番	大	か	わ	ら		鈴	子	君	50	番	森	本			真		君	
51	番	松	本		の	り	子	君	52	番	大	井	と	し	ひ	ろ		君	
53	番	平	野		章		三	君	54	番	よ	こ	は	た		和	幸	君	
55	番	川	内		清		尚	君	56	番	村	野	誠		一		君		

57 番 松 本 し ゅ う じ 君
 59 番 平 井 真 千 子 君
 61 番
 63 番 菅 野 吉 記 君
 65 番 吉 田 謙 治 君

58 番 山 口 由 美 君
 欠60 番 坊 池 正 君
 62 番 堂 下 豊 史 君
 64 番 壬 生 潤 君

議事に参与した事務局職員

市会事務局長 村 井 秀 徳 君
 議 事 課 長 竹 下 弘 一 君
 政 策 調 査 課 長 久 保 阿 左 子 君
 議 事 課 係 長 宮 田 義 隆 君

市会事務局次長 近 都 正 之 君
 総 務 課 長 尾 田 広 樹 君
 議 事 課 係 長 四 方 惇 史 君

出席説明員

市長	久元喜造君		
副市長	今西正男君	副市長	小松恵一君
副市長	黒田慶子君		
教育長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	北川道夫君
人事委員会 委員長	芝原貴文君	監査委員	福本富夫君
危機管理監兼 危機管理局長	上山繁君	企画調整局長	西尾秀樹君
行財政局長	正木祐輔君	地域協働局長	金井和之君
文化スポーツ局長	三重野雅文君	福祉局長	八乙女悦範君
健康局長	熊谷保徳君	こども家庭局長	中山さつき君
環境局長	柏木和馬君	経済観光局長	大畑公平君
建設局長	原正太郎君	都市局長	山本雄司君
理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君	建築住宅局長	根岸芳之君
港湾局長	長谷川憲孝君	消防局長	栗岡由樹君
水道局長	藤原政幸君	交通局長	城南雅一君
教育委員会事務局長	竹森永敏君	選挙管理委員会 事務局長	長谷英昭君
監査事務局長 兼人事委員会 事務局長	中田裕子君	会計室長	片野敦靖君
行財政局副局長	安居大樹君	行財政局財務課長	大下和宏君

(午前10時0分開議)

(菅野議長議長席に着く)

○議長(菅野吉記君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。読売新聞社、神戸新聞社より本日の本会議の様態を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので御報告申し上げておきます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長(菅野吉記君) 日程によりまして、日程第1 号外神戸市人事委員会委員選任の件及び日程第2 号外神戸市公正職務審査会委員委嘱の件を一括議題に供します。

これより当局の説明を求めます。

○市長(久元喜造君) ただいま上程になりました号外議案神戸市人事委員会委員選任の件、神戸市公正職務審査会委員委嘱の件につきまして、一括御説明申し上げます。

神戸市人事委員会委員選任の件につきましては、芝原貴文氏が3月31日をもって辞任されますので、その後任として福井 誠氏を選任いたしたいと存じます。また、太田めぐみ氏が3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を重ねて選任いたしたいと存じます。

人事委員会は、人事行政に関する事務の適切かつ公正な遂行を確保するために設置され、行政的権限とともに準立法的権限、準司法的権限をも付与された重要な機関であり、委員には、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者を選任することとされております。

このたび新たに選任する福井氏は、武庫川女子大学の教授として経営情報学・社会心理学の分野に携わっておられ、これらに関する豊富な知識を有しておられるとともに、現在、武庫川女子大学の副学長として、大学の運営

にも携わっておられます。また、本市における人材育成に関する懇話会の委員の経験も有しており、就任の打診に対しても、人事委員会の有する準立法的・準司法的権限等の重要性を深く認識し、長年のシステム調達への提言等を通じて触れた組織課題に関する識見や、大学教員の立場から学生の就職先として公務員を見てきた経験、専門である経営情報学及び社会心理学の知見を総合的に生かし、人事行政が公正かつ民主的・能率的に行われるよう、誠実に努力してまいりますとの抱負をいただいております。

両氏とも人事委員会の委員として適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、その選任について議会の同意を求める次第であります。

神戸市公正職務審査会委員委嘱の件につきましては、3月31日をもって任期満了となります羽田由可氏、金子啓子氏の後任として、大島智子氏、山本雅哉氏に委嘱したいと存じます。また、春日 勉氏、嶋田麻以氏、村上英樹氏が3月31日をもって任期満了となりますので、各氏を重ねて委嘱いたしたいと存じます。

公正職務審査会は、公正な職務執行の確保を図るため、違法または不当であるかどうかを判断できない要望等を受けた場合や、要望等に対する職員等の対応その他の行為が違法または不当であるおそれがある場合などに諮問する市の附属機関であり、委員には、学識経験者、その他法令等または行政事務に関し、専門的知識を有する者を委嘱することとされております。

このたび新たに委嘱する大島氏は、弁護士として豊富な実務経験を有しておられ、就任の打診に対しても、これまで弁護士として職務に精励してきた経験を生かし、公正・中立な観点で神戸市政の透明化の推進及び公正な職務の執行に関する条例に基づく公正職務審査会委員としての役割を果たしてまいり所存

ですとの抱負をいただいております。

次に、山本氏は、社会保険労務士として豊富な実務経験を有しておられます。近年のハラスメント行為に対する社会意識の高まりを踏まえると、当該分野に知見を有する社会保険労務士を新たに委員に加えることは、審査会の機能向上に資するものであると考えられます。また、民間組織において、ハラスメントに関する外部相談員等の経験を有しており、就任の打診に対しても、これまで社会保険労務士として職務に精励してきた経験を生かし、公正・中立な観点で神戸市政の透明化の推進及び公正な職務の執行に関する条例に基づく公正職務審査会委員としての役割を果たしてまいり所存ですとの抱負をいただいております。

各氏とも公正職務審査会委員として適任と認められますので、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例第14条第2項の規定により、その委嘱について議会の同意を求める次第であります。

以上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅野吉記君） 当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告ありませんので、本件は、委員会の付託を省略し、同意することに決しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

よって、本件はいずれも同意することに決定いたしました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第3、予算第1号議案より日程第66 第45号議案に至る64議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長植中雅子君。

（41番植中雅子君登壇）

○41番（植中雅子君） ただいま議題となりました令和8年度神戸市各会計予算及び関連議案、合計64議案について、委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

全国的に少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速する中、本市においても人口減少の傾向が顕著になっています。そのため、人口増加時代とは異なる新たな価値観や、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（EBPM）により、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

また、昨年には、神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されました。2030年の国際定期便の就航も見据え、新たな国際都市として神戸を確かな成長へと導く大変重要な年となります。

こうした中、令和8年度予算案では、市民1人1人が幸せを実感できるまちづくりを進める施策、また、都心・ウォーターフロント、既成市街地・ニュータウン、森林・里山の3つの再生を新たな発想の下で取り組み、神戸を新たな国際都市へと進化させる施策、さらに、投資の好循環の創出に向けた果敢な成長戦略の施策等、様々な提案がなされてまいりました。

委員会は、去る2月25日の議案の付託を受けて以来、3つの分科会を設け、2月26日から3月9日まで局別審査、さらに12日には市長・副市長等に対する総括質疑を行いました。

それでは、委員会審査において議論となりました主な事項について、簡単に御報告申し上げます。

まず、市政全体に関するものとして、神戸2030ビジョン、神戸空港・空港島の将来構想、都心・三宮再整備、市バスの存在意義、施設の料金改定、外郭団体改革、職員の人材確保策などについて議論がありました。

次に、施策別では、経済・産業・観光に関しては、今後の観光施策、地域再生の推進、

神戸港の港勢、新長田・京橋地区・六甲マリ
ンパークの再整備、H A T神戸・ポートアイ
ランドの活性化、新・神戸文化ホールの活用、
自動運転・自転車施策の推進、商店街・小売
市場の活性化などについて、子育て・教育に
関しては、病児保育・児童養護施設の充実、
産後ケア事業の推進、K O B E ◆ K A T S U
の推進、不登校支援などについて、健康・福
祉・環境に関しては、市民病院の運営、しあ
わせの村のリニューアル、路上喫煙対策、フ
ードシェアリングの促進などについて、安
心・安全なまちづくりに関しては、スポンジ
化対策、防犯カメラの拡充、地域コミュニテ
ィ交通の維持、避難所対策、マンションの適
正管理などについて、様々な議論がありまし
た。

委員会では、このような審査の後、3月12
日に森本 真委員ほか7名から予算の編成替
えを求める動議及び第22号議案に対する修正
案が提出されました。16日には、各会派から
委員会審査を踏まえての要望事項を含む意見
表明が行われ、その後、意見決定を行いました。

その結果、物価高騰への対応、公共施設の
縮小などを理由とする反対意見もありました
が、神戸市基本計画、神戸2030ビジョンに掲
げる施策の展開により、神戸を新たな国際都
市へと進化させるとともに、果敢な成長戦略
による投資の好循環を創出し、持続可能な大
都市経営を実現するための施策が積極的に盛
り込まれた予算となっていると判断できるこ
とから、委員会は、動議及び修正案を否決し
た上で、令和8年度神戸市各会計予算及び関
連議案、合計64議案については、いずれも原
案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会審査の経過並びに結果につい
て御報告を申し上げます。

終わりに当たりまして、委員会運営に終始
御協力いただきました副委員長、そして理事
の皆様並びに連日熱心な審査を賜りました委

員の皆様方に心から敬意と感謝の意を表しま
して報告を終わります。誠にありがとうございました。

○議長（菅野吉記君） 報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませ
んか。

（なし）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、次
に、森本 真君ほか7名より、「予算第1号
議案令和8年度神戸市一般会計予算」等の編
成替えを求める動議が、また、森本 真君ほ
か7名より、第22号議案神戸市高齢期移行者
医療費助成に関する条例等の一部を改正する
条例の件に対する修正案が提出されておしま
すので、これより順次提出者の説明を求めま
す。

まず、50番森本 真君。

（50番森本 真君登壇）（拍手）

○50番（森本 真君） 日本共産党の森本 真
です。私は、日本共産党神戸市議員団を代
表して、令和8年度神戸市一般会計予算等の
編成替えを求める動議の提案説明を行います。

この動議は、久元市長に対し、神戸市一般
会計予算を、次に述べる趣旨で編成替えを行
うよう求めるとともに、関連予算についても
必要な編成替えを行い、再提出をすることを
求めるものです。

市長が提案された新年度予算案は、昨年に
引き続き1兆円近い大型予算となりました。
しかし、その中身は、都心・三宮再整備に23
億円、大阪湾岸道路西伸事業に77億円、神
戸空港国際化に33億円など、大型開発に偏重
した放漫財政となっています。

一方、物価高騰で暮らしが大変な市民・中
小企業に対しては、直接支援は全くありませ
ん。さらに、市バス路線の大幅減便、文化セ
ンターや駐車場などの公共料金の値上げ、社
会保険料を下げしてほしいとの声に反し、独自
控除の縮小をはじめ、国民健康保険料の値上
げや高過ぎる介護保険料を引き下げないなど、

神戸市自身が様々な市民負担増を行っていません。また、市民の命と安全に関わる橋梁や老朽污水管渠の更新も、財源難を理由に計画どおり進んでいないことも明らかになっています。

今回の予算の特徴は、物価高騰で苦しむ市民・事業者に対して、自助・共助を押しつけ、自治体が本来やらなければならない市民福祉の増進、困っている市民・事業者を助けるという役割に背を向けていることです。こうした考えから、予算編成替えを求めるものです。

以下、予算の編成替えの提案の内容について説明いたします。

第1の提案は、中小企業の賃上げ応援をはじめとする直接支援で地域経済の好循環をつくり出します。

神戸経済の主役は中小企業です。インバウンド、外需頼みでなく、神戸経済を必死で支えてきた中小企業への支援強化を図ります。

物価高騰に直面している中小企業に対して、小規模事業者支援金制度を創設し、賃上げ応援をはじめ、直接支援を行います。

また、住宅・店舗リフォーム助成制度を創設し、地域経済の好循環をつくり出します。

また、多くの女性は低賃金の非正規で働かざるを得ない状況に置かれています。社会問題ともなっている男女の賃金格差是正、若年世代の経済的負担軽減のため、若年女性賃上げ正規化支援金を創設します。

第2の提案は、未来を担う子供たちのための施策を充実させます。

子供の医療費助成制度は、高校卒業まで完全無料化を実施します。

保育所の待機児童解消、学童保育の過密化解消を図るため、公立保育所や児童館を増設します。

小学校給食の無償化とともに中学校給食の無償化も実施します。また、小・中学校の修学旅行費、校外活動費、副教材費の無償化を実施します。

中学校でも全学年35人学級を実施します。クラスの増加に伴い、必要な校舎の増設、各学校の過密解消のために学校の新設を行います。

中学校給食の学校調理方式の対象校を拡大します。

高校生の通学定期券補助は、市外通学学生分も全額補助、無償化します。

大学・短大・専門学校等の学びを支えるために、給付型奨学金制度を創設します。

第3の提案は、市民の暮らしを守る施策を充実させます。

高過ぎる国民健康保険料・介護保険料が大きな負担となっています。それぞれの基金も活用して、国民健康保険料・介護保険料を引き下げます。

生活保護世帯への夏期見舞金を復活させます。

88歳と100歳の敬老祝い金を復活させます。

不足する特別養護老人ホームの増設で待機者解消を図ります。

市バス路線の維持のために自動車事業会計に出捐します。

民間分譲団地バリアフリー化助成制度を創設し、エレベーター設置や改修などを支援することで、地域に住み続けられる環境を整備します。

第4の提案は、職員削減ではなく、正規雇用を増やします。

神戸市が職員削減と非正規化、無資格者への置換えを加速させた結果、教育・保育、介護・福祉の現場では、低賃金と過重労働による慢性的な人員不足を招いています。支援が必要な子供たちの命と安全を守るため、こども家庭センター、一時保護所の職員の増員を図ります。

保健所・衛生監視事務所の職員の増員、検査体制の強化を引き続き図ります。全ての保育所で保育士の職員配置基準を改善するため、神戸市独自で支援を行います。

中学校の少人数学級実施のために正規職員を増員します。

また、道路や橋梁の維持補修を強化、強力に進めるとともに、気候危機打開へ、原子力や石炭火力発電に頼らないエネルギー施策への転換を図り、事業系ごみの排出抑制とプラスチックの回収の検討を行います。

これまで述べてきた施策は、一般会計予算総額の3.7%の組替えで実現することができます。

主な財源対策として、三宮再整備関連事業、神戸空港国際化関連事業、大阪湾岸道路西伸事業、医療産業都市推進事業、王子公園再整備、須磨多聞線などの大型開発や、市民的な理解が得られない計画を中止・凍結します。

また、誘致企業減税、住民税超過課税を中止し、不公平税制を是正します。

さらに、市民の批判の強い議員の費用弁償については廃止をします。

都市整備等基金は、三宮再整備ではなく、住民の生活の基盤づくり・応援に活用します。

大型開発に振り分けられた予算の一部を保育所や特別養護老人ホーム、学校などの生活密着型の公共事業へ転活用し、市債発行額を約142億円減額する提案であり、将来の市民負担軽減も考慮した内容になっています。

以上、予算組替え動議の主な点とその考え方について説明をいたしました。

議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。で、提案説明といたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 次に、48番西 ただす君。

（48番西 ただす君登壇）（拍手）

○48番（西 ただす君） 日本共産党の西 ただすです。私は、第22号議案神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件に対する修正案について、日本共産党議員団を代表して提案説明を行います。

この条例は、子供の医療費助成の範囲を規定するものですが、本修正案は、入院に加え

外来においても、3歳児から一部負担を求めている点を変え、市として全額負担を行うようにし、子供たちの医療費負担を高校卒業までなくそうとするものです。

県下においては、この数年の間にも医療費の無料化は大きく進み、中学校卒業まで無料化を実施している自治体は41市町中40市町となり、神戸市のみが取り残されています。高校卒業まで無料化している自治体も31にまで増えているとの調査結果が出ています。

政令市においても、所得制限なしで、名古屋市やさいたま市が高校卒業まで医療費無料化を進め、今年中に仙台市や横浜市や川崎市に広がり、来年は相模原市にも広がります。

神戸市は、市としてこれまで医療費助成制度を進めてきた成果として、子供の疾病の早期発見・早期治療が進んだとしています。それなのに、久元市長が当初掲げられた子供の医療費の中学校卒業までの無料化の公約は守られず、この間はこれからも定額の負担をお願いするという答弁をされています。これは、市の早期発見・早期治療を進める立場とも矛盾するものです。

なお、市のホームページには、子供医療費無料化をしない理由というページが掲載され、無料化しない理由を、コンビニ受診が広がり、医療機関が疲弊し、真に必要な人に医療が届かなくなってしまうとされています。しかし、市議会での質疑を通して、受診が広がり、医療機関が疲弊をしたという自治体の名前も、真に必要な人に医療が届かなくなった自治体の名前も挙げることはできませんでした。医療費無料化を進めない根拠はずれています。

市として公的な役割を果たし、多くの子供たちの疾病の早期発見・早期治療をさらに進める上でも、また、現在の物価高で経済状況が悪化している世帯を応援する上でも、ぜひ高校卒業まで医療費無料化を実現させることが今求められています。

以上、議員各位の御賛同を求め、提案議員

を代表しての提案説明とさせていただきます。

(拍手)

○議長(菅野吉記君) 以上で、提出者の説明は終わりました。

本件に関し、質疑の通告也没有ありませんので、直ちに討論に入ります。

これより発言を許可いたします。

51番松本のり子くん。

(51番松本のり子君登壇) (拍手)

○51番(松本のり子君) 私は、日本共産党神戸市議会議員団を代表して、予算第1号議案、予算第4号議案、予算第6号議案から予算第11号議案、予算第13号議案から予算第18号議案並びに予算関連議案のうち、第1号議案、第9号議案、第11号議案から第18号議案、第20号議案、第21号議案、第23号議案、第24号議案、第26号議案、第28号議案、第29号議案、第31号議案、第33号議案、第34号議案、第36号議案から第38号議案及び第44号議案の合計38議案については反対し、一般会計予算案等の編成替えを求める動議並びに第22号議案の修正案について、賛成する討論を行います。

予算案は、物価高の中、暮らしと営業を直接応援してほしいとの願いに背を向け、市民に一層の自助・共助を押しつけています。住民福祉の機関としての公の役割を放棄し、国民健康保険料の引上げ、文化センターや公民館の利用料の大幅値上げ、市バス路線の廃止・減便など、市民サービス後退を推し進めようとしています。

賃上げ助成や中小企業への直接支援に背を向ける一方で、都心・三宮、ウオーターフロント再開発現場では、大企業が資材高騰だとして工事費を跳ね上げてでも予算をつぎ込んでいるからです。

以下、数点にわたって反対の理由を申し上げます。

まず、反対の第1は、物価高騰対策にまで市民に自助・共助と市民負担増を押しつけているからです。消費者物価上昇は、2026年以

降も2%程度の上昇が続くと言われています。神戸市内100人以下の中小企業の賃上げ率は1.0%以上2.0%未満が半分以上で、物価上昇には全く追いついていない状況です。

年金受給者を見ても、実質マイナスとなっています。ある75歳の夫婦世帯は、2023年を100とすれば、2025年の水光熱費が107%、食料費が114%、嗜好品が109%と全てが上がったため、週2回の唯一の楽しみである晩酌を減らしたというふうにおっしゃっていました。

国民健康保険料はさらに引き上がります。高くて払えず苦しんでいる加入者には、負担の公平性といって平気で差押えを行っています。加入者が死にたいと口にするまで追い詰めるのは間違っています。

駐車場事業は15億円の黒字が出たにもかかわらず、値上げをしています。

また、文化施設・体育施設・社会教育施設の利用料・使用料も一気に15%も値上げされ、一層の市民負担増を押しつけています。

中小企業も市民も暮らしは大変なのに、経済支援は、病院・福祉施設、公共交通事業者など一部の団体や体力のある企業にとどまり、経営悪化が続いている大半の中小企業への支援策はありません。

市民生活の支援策は、行政区で1か所、年3回程度の食料品無料配布やフードロス食品の定額提供、フードシェア、キッチンカーなどのイベントなど、極端な自助・共助頼みになっています。

子供たちや市民が広く楽しむことのできる神戸市室内管弦楽団を、集客力や収益力を理由に補助金を打ち切ろうとしておりますが、すべきではありません。

第2の理由は、人口減少を理由にバス路線の減便や、学校や市営住宅など公共施設の縮小で、神戸市自らが負のスパイラルを進めているからです。

市バスは2026年度で2億4,200万円の黒字の見込みです。しかし、路線見直しでは、1、

162本の減便を行おうとしています。福祉局が年間1,000万円を負担している120系統、そして、66系統、65系統の3路線は、しあわせの村の施設を利用している障害者が多く乗っている路線です。今後、この便の廃止や大幅減便をする予定です。ある保護者は、子供の乗っている便がなくなれば、しあわせの村までたどり着けない。私自身が年老いているため、子供に付き添うのは困難だと途方に暮れておられます。2008年の敬老パスの改悪で高齢者を苦しめ、バス減便・廃止で市民を苦しめ、次は障害者を苦しめようとするのは、公共交通事業者のすることではありません。

市営住宅は、2030年までに7,000戸削減する計画です。大規模な募集停止や転居先の受皿住宅確保のため、一層の入居困難を招いています。人口減少を理由に市営住宅の戸数を減らせば、安心して住み続けられなくなります。

名谷地域を定住人口の増加を目指すとして位置づけながら、竜が台、菅の台小学校の2校を廃止する計画です。廃校すれば、人口が減り、バスが減便され、商店もなくなり、地域が縮退していきます。負のスパイラルを加速するような取組は直ちにやめるべきです。

第3の理由は、市民の命と安全を脅かす職員削減を引き続き強行しているからです。

これまで、水道局職員を大幅に削減し、震災前の約半数に減らしましたが、さらに新年度も定数を削減する計画です。交通局の市バス営業所や地下鉄の駅もさらに民営化するなど、公共交通の安全・安心を土台から弱めることは認められません。

市職員の非正規化により、会計年度職員は6,650人で毎年増え続けています。特別事務という名の下に、正規職員と同じ仕事をする人を会計年度職員として増やすのではなく、専門職の方をはじめとして、正規職員として雇用すべきです。

また、区役所の職員の5割近くが非正規雇

用です。地域に密着した存在である区役所は、住民と一緒に地域の課題を政策として捉え、一緒に住民自治をつくる役割を果たすことが求められます。職員は正規雇用にすべきです。

第4の理由は、工事費高騰にもかかわらず、大型開発には巨額の予算をつぎ込み続けているからです。

都心・三宮再整備で、文化ホールの移転整備や市役所2号館ビル建設など232億円、ウオーターフロント地区の再整備で、阪神高速道路の再整備のための船溜まり埋立事業に51億円、湾岸道路に77億円、神戸空港国際化で33億円、これらは物価高騰で工事費が跳ね上がっても多額の予算をつぎ込んでいます。その一方で、老朽化している道路や橋梁の改修は後回しになっています。

また、王子公園の文化スポーツ施設を廃止にして大学に売却、港湾緑地を集客施設に優先利用させ、道路や公園、緑地を民間のもののけの場にしてしまいました。

以上、反対の理由を申し上げました。

また、日本共産党神戸市議会議員団が提案した予算の編成替えを求める動議は、市長提案の予算から、都心・三宮再整備や神戸空港国際化等の大型開発など、不要不急の施策を削減するとともに、予備費や財政調整基金を活用することによって財源対策を行っています。

その財源を活用することで、物価高騰に苦しむ中小業者、市民の暮らしを応援し、小・中学校給食費の無償化と中学校全学年での35人学級の実現、子供の医療費の高校卒業までの無料化など、市民の願いに応える提案となっていることを申し添えて討論を終わります。
(拍手)

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、「予算第1号議案令和8年度神戸市一般会計予算」等の編成替えを求める動議についてお諮りいたします。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

次に、第22号議案及びこれに対する修正案について順次お諮りいたします。

まず、第22号議案に対する修正案についてお諮りいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、第22号議案についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菅野吉記君) 御異議がないと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第16号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第1号議案及び予算第4号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立多数であります。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、予算第6号議案より予算第11号議案に至る6議案、予算第13号議案より予算第15号議案に至る3議案、予算第17号議案、予算第18号議案、第1号議案、第9号議案、第11

号議案より第18号議案に至る8議案、第20号議案、第21号議案、第23号議案、第24号議案、第26号議案、第28号議案、第29号議案、第31号議案、第33号議案、第34号議案、第36号議案より第38号議案に至る3議案及び第44号議案、以上合計35議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立多数であります。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第2号議案、予算第3号議案、予算第5号議案、予算第12号議案、予算第19号議案、第3号議案より第8号議案に至る6議案、第10号議案、第19号議案、第25号議案、第27号議案、第30号議案、第32号議案、第35号議案、第39号議案より第43号議案に至る5議案及び第45号議案、以上合計24議案についてお諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菅野吉記君) 御異議がないと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和8年度神戸市各会計予算並びに関連議案、合計64議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第67 議員提出第30号議案を議

題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

59番平井真千子君。

(59番平井真千子君登壇)

○59番(平井真千子君) ただいま議題となりました議員提出第30号議案神戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案議員を代表して提案説明をさせていただきます。

本件は、先ほど神戸市職員の宿泊に要する費用に関し、定額支給方式から実費支給方式へと改める等を内容とする旅費条例の改正を含む神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例が可決されたことを受けて、旅費条例を準用する神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正しようとするものであります。

議員の皆さんにおかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長(菅野吉記君) 提案説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、直ちにお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菅野吉記君) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第68 請願の審査結果についてを議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長吉田健吾君。

(40番吉田健吾君登壇)

○40番(吉田健吾君) ただいま議題となりま

した請願のうち、本委員会所管分の請願第12号及び請願第13号について、一括御報告申し上げます。

まず、請願第12号は、戦争被爆国として非核三原則を国是として堅持することや、核戦争の脅威を広く国民に伝えることなどを要請する意見書を国に提出するよう求める趣旨であります。

委員会は、審査の結果、政府として非核三原則を堅持しており、国の専管事項であること等の理由から、本請願を不採択とするべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号は、日本政府に対して、核兵器禁止条約の署名と批准を要請すること、核兵器禁止条約関連の諸会議にオブザーバーとして参加することを要請する意見書を提出するよう求める趣旨であります。

委員会は、審査の結果、核兵器禁止条約の署名・批准等については、条約がもたらす外交・防衛における影響を踏まえ、国において慎重に判断すべきである等の理由から、本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(菅野吉記君) 次に、経済港湾委員会委員長ながさわ淳一君。

(17番ながさわ淳一君登壇)

○17番(ながさわ淳一君) ただいま議題となっております請願のうち、本委員会所管分の請願第10号及び請願第11号について、一括御報告申し上げます。

まず、請願第10号は、物価高騰の影響を受ける中小業者の事業継続を支えるため、給付金などの返済を伴わない直接支援制度の創設を検討することを求める趣旨であります。

委員会は、審査の結果、物価高騰等により、中小事業者が厳しい経営環境にあることは理解できるものの、事業者に対しては、一時的な支援ではなく、事業者の持続的な成長に資する支援が重要であり、これらの経営基盤の強化につながる取組が過年度より継続的に実

施されており、また、令和8年度からはさらなる取組が予定されていること等の理由から、本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第11号は、賃上げを行う中小企業・小規模事業者を対象とした直接支援制度を創設することを求める趣旨であります。

委員会は、審査の結果、賃上げは継続的に支払い続ける性質のもののため、一時的な直接支援では限界があり、事業者に対しては、一時的な支援ではなく、事業者の持続的な成長に資する支援が重要で、これらの経営基盤の強化につながる取組が過年度より継続的に実施されており、また、令和8年度からはさらなる取組が予定されていること等の理由から、本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（なし）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

49番大かわら鈴子君。

（49番大かわら鈴子君登壇）（拍手）

○49番（大かわら鈴子君） 私は、日本共産党神戸市会議員団を代表して、請願第10号、請願第11号、請願第12号、請願第13号について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

請願第10号は、物価高騰の影響を受け、苦しむ中小業者に対して、事業継続を支えるため、神戸市独自の直接支援制度を創設することを求めるものです。

長引く物価高や燃油高騰、人件費の高騰は、中小業者に大きな影響を与えています。経費負担はどんどん増えていきますが、価格転嫁はなかなかできず、事業継続への不安が強ま

っています。神戸市内でも、令和3年に114件であった倒産件数が、令和7年では217件と年々増加しており、中小業者が極めて困難な状況に置かれていることは明かです。

地域で30年以上営業している個人家電販売店では、顧客のほとんどが高齢者世帯で、定期的な訪問で家電の修理・点検・買替え相談を行っています。電池交換や簡易点検など、採算の取りにくい業務を多く担っており、細やかなサービスで高齢者に寄り添い、暮らしを支える役割を果たしています。地域にとってなくてはならない存在ですが、大型量販店やインターネット販売との厳しい競争に物価高騰の影響が加わり、大変な苦境に立たされているのです。

また、設備工事業の事業者は、昨年1年間で、配管材料や設備機器などの材料費が30%から50%程度上昇しているのに、価格転嫁が十分できず、所得を圧迫しています。

このように、地域密着型の中小業者は、市民生活を担う一方で、大企業と比べて資本金や価格転嫁の力が弱く、物価高騰の影響を受けやすい状況にあります。中小業者が自らの努力だけで耐えられるものではありません。

しかし、市長は、直接支援に背を向け、食料支援と省エネ設備の更新費用の助成のみにとどまっています。これでは、中小業者の苦しい現状打開には到底及びません。

まず、この物価高の影響を乗り切る施策が必要です。給付金などの直接支援制度を神戸市として設けるべきです。

請願第11号は、年々増加する経営コストの中で賃上げが困難となっている中小業者に対して、支援制度の創設を求めるものです。

賃上げは社会全体の重要な課題となっており、全国どこでも1,500円への一刻も早い引上げの実現が求められています。しかし、中小業者にとっては、重要性を認識しながらも、原材料費やエネルギー費の上昇、社会保険料の増加など、経営コストは年々増加しており、

賃上げの原資の確保は容易なことではありません。

プラスチック加工業を営むある事業者は、電気料金が5年前の月約12万円から約20万円に上昇しています。原材料費も、仕入れ額は月約90万円から約130万円に増加、社会保険料も月約39万円から約45万円に増加しています。

最低賃金の引上げにより、パート賃金は約25%上昇、正社員も引き上げざるを得ない状況ですが、元請企業との関係の中で価格転嫁が難しく、現在のコスト増にはとても追いついていません。

これまで市長は、賃上げ支援は一過性、賃金アップは自らの力でと自助努力を求め、直接支援には背を向け続けてきました。しかし、岩手県・徳島県・奈良県・群馬県では、既に最低賃金引上げと中小企業直接支援をセットで実現しています。

この苦境の中で雇用を守ろうと必死に努力している中小企業・小規模事業者へ、今こそ神戸市が直接支援をして支えるべきではないでしょうか。中小業者の賃上げ実施を確実に後押しできるよう、直ちに神戸市の支援制度を創設すべきです。

請願第12号は、戦争被爆国として非核三原則を国是として堅持すること、地球規模で人類を破滅させる非人道的な核戦争の脅威を広く国民に伝えること等を国に求める意見書提出を求めるものです。

1967年、国会において、日本は核兵器について、持たず、作らず、持ち込ませずの立場を取るとの表明がされ、1971年には、衆参両院でこの非核三原則を堅持する決議がされて以来、6度の国会でそれが再確認され、国是として位置づけられてきました。

ところが、高市政権は、安保3文書改定に向け、非核三原則の見直しを検討しようとしています。変更を許せば、核廃絶を目指す国際的な取組に逆行し、唯一の戦争被爆国とし

ての日本の立場は地に落ちます。一昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会が抗議声明を発表するなど、怒りの声が広がっているのは当然です。

昨年12月以来、茨城県水戸市・東京都府中市・神奈川県・広島県・広島市・長崎市・鎌倉市など、次々と各地の地方議会で意見書案が可決されています。

平和都市宣言、非核神戸方式決議、非核平和都市に関する決議を上げてきた神戸市議会から国へ意見書を上げるべきです。

次に、請願第13号は、日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた国際的努力を推進すること、核兵器禁止条約の諸会議にオブザーバーとして参加することを国に求める意見書提出を求めるものです。

ロシア・プーチン政権のウクライナ侵略、米国トランプ政権のベネズエラ侵略、イランへの先制攻撃と、国連憲章に反する横暴な動きが繰り返され、核戦力への依存を強め、核軍拡競争を激化させています。これは人類にとって深刻な脅威となっています。

2017年に国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約は、被爆者が先頭に立ってつくり上げてきました。この条約に現在95か国が署名、74か国が批准と広がり、核兵器のない世界へと向かう確かな流れを国際社会の中につくり出しています。世界の主流はここにあります。

日本の核兵器禁止条約への参加は、核保有国に核の放棄を迫る国際世論や各国政府に勇気を与え、核兵器廃絶への道を力強く前へ進める力となります。日米安保絶対や国の専管事項などと思惑停止に陥り、核兵器廃絶に背を向けるのではなく、神戸市議会から国に対して意見書を上げるべきです。

以上、議員の皆様の御賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 次に、65番吉田謙治君。（65番吉田謙治君登壇）（拍手）

○65番（吉田謙治君） 私は、公明党神戸市会議員団を代表して、請願第12号国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願並びに請願第13号日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准すること及び核兵器禁止条約関係会議にオブザーバー参加することを要請する意見書提出を求める請願、この2つの請願について、委員長報告、すなわち採択を求めなかった立場で討論を行いたいと思います。

当該請願は総務財政委員会に付託されましたが、私ども公明党市会議員団は、こうべ未来市会議員団とともに継続審議を求めました。その理由は以下に申し上げますが、自民党、日本維新の会、そして、無所属議員の皆さんが、両請願いずれも不採択、共産党が採択という意見表明で、委員会の結論としては多数決で不採択となりました。

不採択を主張された理由は、請願第12号について、政府は非核三原則を堅持しているので、改めての意見書提出は必要ないということでありました。

一方、共産党は、高市政権が非核三原則の見直しを容認するかのごとき見解を持っているのではないかということを懸念し、採択を主張されています。

私も当委員会で、総理の発言が微妙に変化することに懸念を覚えていることを意見表明において申し上げました。

しかし、ここで明確なことは、どこの会派も、また委員も、非核三原則を見直し、核兵器を保有するなり、共有するなり、これを防衛力として活用すべしという明確な意見はなかったということであります。この問題の本質はどこにあるのでしょうか。これを明らかにするには、2つの点に注意することが重要であると考えております。

第1は、一部の政党や政治家、あるいは政府関係者が述べる非核三原則の見直し、すなわち核兵器の保有・共有を認め、これを防衛

力の要にすることを主張していることと、政府の見解等を混同する危険性であります。

改めて申し上げます、政府の公式見解は、非核三原則を堅持するということであります。不採択を主張される自民党議員団も日本維新の会議員団も、見直しをすべきだから不採択とはおっしゃっておりません。

それゆえ、政府において堅持する気があるかないかを現時点で議論することはいわゆる水かけ論になり、今の時点で非核三原則の意見書を、堅持の意見書を国に提出することの効果はいかなるものかと考えるところであります。

第2の注意点は、民主主義の在り方を改めて考えるべき点であります。

都度に指摘されているように、主権在民の理念の下、国民がその多数をもって政治の行方を決めていくことが民主主義であります。その結果が国民にとって最良のものとなる保証はありません。民主主義を国民にとってよりよい制度とするためには重要な条件があります。それは、主権者たる国民がよき市民であり続けることであります。よき市民——英語の Good Citizen を翻訳したものでありますが——その意味するところは、政府にとって都合のよいよき市民ではなく、市民、国民自身の幸福追求にとって何が大切かを考え、公平・公正、博愛など、その基本的な理念を持って行動する市民であります。

近年、SNSによっていわゆるフェイク情報が氾濫し、問題になっております。これが問題になるのは、国民が間違った情報を基に判断すれば、間違った結果が出てしまうからであります。したがって、この弊害をなくすには、ファクトチェックが不可欠と言われておりますが、同様に、平和を守り、構築するためには、常に正しい理念、正確な情報、これを理解するリテラシーを育む努力が重要であります。

さきの衆議院議員選挙でも、核兵器の問題

をめぐって、積極的に核兵器の保有・共有を求めるべきとする候補者もございました。その発言は自由であります。しかし、政府が非核三原則を堅持するとしている以上、よき市民を守り育てるために積極的に核兵器が人類を破滅に導く恐ろしい兵器であること、核兵器をこの世界からなくすことが唯一の被爆国である日本の使命であること、そして、そもそも憲法にうたわれているように、国家間の紛争解決において、武力を用いないとしていることを国民に訴え、平和をいかに守っていくべきか、次代を担う子供たちに、従来にも増して積極的に伝える努力をすべきであります。

核兵器の問題は政争の具にとどめてはいけません。核兵器の廃絶、平和の維持がいかに大切か。このことについて国民自身が揺るぎない確信を持っていただけるよう、政府が、政治が努力すべきだという点において、当該請願を採択する方も不採択とする方も異論はないはずです。

その意味で、私たちは非核三原則の堅持を政府に求めるのみならず、これを政府として、国民にその重要性、その背景にあるべき平和主義を積極的に訴えるべきという意味で継続して審議すべきと申し上げた次第であります。ぜひ、同僚議員諸氏の御理解をいただきたいと思います。

請願第13号につきまして、今少し意見を申し述べたいと思います。

核兵器禁止条約への現時点での署名・批准は、核兵器を世界から根絶するという目的のためには時期尚早というべきだと考えております。先ほど申し上げましたように、核兵器廃絶は人類共通の目標です。しかし、現実の国際政治では、既に核兵器を保有する国が存在し、これを防衛力の基盤としております。また、核兵器を保有しない国の中でも、いわゆる核の傘の下で自国の防衛を考えている国も少なくありません。我が国も、第二次世界

大戦で敗北し、日米安全保障条約の下で、我が国独自の防衛力に加え、米国の軍事力も含めた防衛戦略を取っております。言うまでもなく、米国は核兵器保有国です。その意味で、我が国も米国の傘の下にすることが現実であります。

しかし同時に、我が国は、先ほど来申し上げております、非核三原則をもって核兵器に対する国民政府の理念を表明しております。米国もこれを十分理解し、外交上尊重してこられました。その意味で、改めて我が国の非核三原則は、核保有国に対し、その利用に抑制的效果を持っているものと理解する必要があります。

さらに核兵器の廃絶のためには、核兵器保有国を非難するだけでなく、核兵器を保有することの意味をなくしていく努力が必要であります。核保有国はなぜ核兵器を保有するのか。それをどう使うつもりなのか。例えば、核兵器廃絶への1つの道として、核兵器の先制不使用の条約提案があります。核兵器を保有することを一気にやめさせることが現実的でないとすれば、核兵器保有国に対して、その紛争において、紛争相手より先に核兵器を使用することのないよう、条約上約束させることであります。核兵器禁止条約の署名・批准は我が国にとって重要な目標です。しかし、残念ながら核兵器を保有する国と、同条約に加盟する核兵器を保有しない国との溝は深く、その歩み寄りには期待できません。核兵器廃絶は人類共通の願いであり、目標ではありますが、それには、核兵器を保有する国にある他国に対する不信・不安を解消していく地道な努力こそ必要であります。

私ども公明党は、自民党と連立政権を組んできた中で、核兵器禁止条約に関する国際会議に、政府として、また、政権与党として、オブザーバー参加を提案し、求め続けてまいりましたが、残念ながら公明党の国会議員が参加したのみで、政府や自民党からの参加は

見送られたままであります。

このような状態で核兵器禁止条約の署名・批准は難しく、そこに向かうための幾つかのハードルを越えていくことが私たちの課題であると思います。その目指すところについては、請願者の御主張に全く賛同するものではありますが、その方法論において、いましばらく議論が必要だとの理由で総務財政委員会で継続審議を求めたものであります。

請願の扱いとしては、制度上、採択か不採択しかございませんので、採択を主張しなければ不採択となりますけれども、今後もこの議論を神戸市会として真摯に取り組むため、本日、賛否の結論を出さず、継続して審議すべきことを申し上げて討論といたします。

以上です。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これよりお諮りいたします。

請願第10号より請願第13号に至る4件の請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この際申し上げます。

次回本会議は、明日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には、文書による会議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時5分散会）

神戸市会議長

菅野吉記 ⑩

神戸市議員

堂下豊史 ⑩

神戸市議員

上原みなみ ⑩

神戸市会事務局長

村井秀徳 ⑩

神戸市会会議録（令和8年第1回定例市会第5日）